

コンプライアンス相談窓口のお知らせ

JR 東日本グループと取引関係のある会社で働く方へ

JR 東日本グループでは公益通報者保護法の趣旨に基づき、コンプライアンス相談窓口を運営しております。

この窓口は、JR 東日本グループで働く方が、JR 東日本グループ内で「法令遵守や企業倫理に反する行動や反する恐れのある行為を認識したとき」に相談・通報することができる窓口ですが、JR 東日本グループと取引関係のある会社で働く方が、JR 東日本グループ内で公益通報者保護法第 2 条第 3 項に規定する「通報対象事実」を認識したときにも、相談・通報することができます。

ご利用の際は、「指定の公益通報用紙」に必要事項を記載の上、以下の連絡先までご送付ください。

- [指定の公益通報用紙](#) 

〒151-8578

東京都渋谷区代々木 2-2-2 東日本旅客鉄道株式会社

コンプライアンス相談窓口

また、株式会社横浜ステーションビルにも通報窓口を設置しております。

〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町二丁目 22 番地

株式会社横浜ステーションビル 総務部コンプライアンス相談窓口

なお、この窓口を利用したことにより、JR 東日本グループから不利益取扱いを受けることはありません。

J R 東日本グループ公益通報用紙

通報者氏名		所属会社名	
JR 東日本グループ との関係			
調査希望	有・無	報告希望	有・無
報告を希望する 場合の連絡先			
通報内容			
処理欄			

* 太線内については必須事項です。処理欄には何も記入しないで下さい。

* 記載された個人情報 は通報の処理のために利用します。

* 記載された個人情報 は調査過程で必要な場合に、関係箇所に提供されることがあります。

* 公益通報を行ったことにより J R 東日本グループより不利益な取扱いを受けることはありません。